

議案第 38 号

小城市社会教育指導員規則の一部を改正する規則

小城市社会教育指導員規則(平成 17 年小城市教育委員会規則第 23 号)の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 3 月 26 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、小城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例が制定されたため、小城市社会教育指導員規則を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会規則第 号

小城市社会教育指導員規則の一部を改正する規則

小城市社会教育指導員規則（平成17年小城市教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「5年」を「3年」に改め、同項ただし書を削る。

第6条第4項中「月17日以内」を「週4日の29時間で1日7時間15分」に改める。

第8条中「及び費用弁償については、小城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年小城市条例第34号）」を「、費用弁償及び期末手当については、小城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年小城市条例第31号）」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第38号 小城市社会教育指導員規則（平成17年小城市教育委員会規則第23号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(任期)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指導員は、<u>5年</u>を超えない範囲で任期を更新することができる。ただし、<u>教育長が特に必要があると認める場合は、5年を超えて任期を更新することができる。</u></p> <p>(服務)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 指導員は、非常勤とし、その勤務は、<u>月17日以内</u>とする。</p> <p>(報酬及び費用弁償)</p> <p>第8条 指導員の報酬及び費用弁償については、<u>小城市特別職の職員で非常勤のもの</u>の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年小城市条例第34号）<u>に定める</u>ところによる。</p>	<p>(任期)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指導員は、<u>3年</u>を超えない範囲で任期を更新することができる。</p> <p>(服務)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 指導員は、非常勤とし、その勤務は、<u>週4日の29時間</u>で1日7時間<u>5分</u>とする。</p> <p>(報酬及び費用弁償)</p> <p>第8条 指導員の報酬、費用弁償及び期末手当については、<u>小城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年小城市条例第31号）</u><u>に定める</u>ところによる。</p>